

議案第79号

川崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成20年6月2日提出

川崎市長 阿部 孝 夫

川崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

川崎市消防団員等公務災害補償条例（昭和36年川崎市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「国民生活金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改める。

第5条第3項中「200円（消防団員等に扶養親族でない第1号に掲げる者がある場合にあってはそのうち1人については217円、）」を「217円（に、「ない場合にあっては」を「ない場合にあっては、」に改める。

第9条の2第2項第1号中「104,590円」を「104,960円」に改め、同項第2号中「56,710円」を「56,930円」に改め、同項第3号中「52,300円」を「52,480円」に改め、同項第4号中「28,360円」を「28,470円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第2項ただし書の改正規定は、平成20年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の条例第5条第3項及び第9条の2第2項の規定は、平成20年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた公務災害補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で適用日以後の期間について支給すべきものについて適用し、その他の公務災害補償については、なお従前の例による。

(公務災害補償の内払)

3 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、改正前の条例の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限り。）並びに改正前の条例の規定に基づくその他の公務災害補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由の生じたものに限り。）として支払われた金額は、これらに相当する改正後の条例の規定に基づく公務災害補償の内払とみなす。

参考資料

制 定 要 旨

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令等の一部改正に伴い、消防団員等に係る公務災害補償の補償基礎額の加算額及び介護補償の額を引き上げること等のため、この条例を制定するものである。